

○内閣府令第 号

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の一部の施行に伴い、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第九項第一号に規定する小規模のものを定める内閣府令を廃止する内閣府令を次のように定める。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 福田 康夫

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第九項第一号に規定する小規模のものを定める内閣府令を廃止する内閣府令

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律附則第九項第一号に規定する小規模のものを定める内閣府令（昭和五十八年大蔵省令第四十一号）は、廃止する。

附 則

この府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律第八条の規定の施行の日から施行する。